

環技審第8号
令和3年5月28日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝也



(仮称)女川石巻風力発電事業に係る環境影響評価方法書について(答申)

令和3年3月10日付け環対第536号で諮問がありましたことについては、別紙のとおりです。



(仮称) 女川石巻風力発電事業 環境影響評価方法書に係る答申

1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の大部分が硯上山万石浦県立自然公園（普通地域）に指定されており、一部が硯上山万石浦県立自然公園（第三種特別地域）、上品山硯上山鳥獣保護区、石投山鳥獣保護区及び水源かん養保安林に指定されている。また、事業区域内には災害リスクの高い地域である土砂災害危険箇所が含まれている。

特に、事業区域の周辺ではイヌワシのつがいの生息も確認されるなど、良好な自然環境が保全されている地域であるため、事業実施による自然環境への影響が危惧される。

これらのことから、本事業計画の具体化に当たっては、事業区域近隣に生息するイヌワシを主とした自然環境に対する影響を回避又は十分に低減するよう十分に考慮するとともに、住民の生活環境にも配慮し、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下、「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）を検討すること。

(2) 本事業区域と大部分が重複する範囲に（仮称）京ヶ森風力発電事業が計画されていることから、事業計画の調整を早急に実施すること。その上で、近隣で稼働中の施設を含めた累積的な環境影響について、適切に予測及び評価を行うこと。

(3) 環境影響の調査の実施に当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。

(4) 事業区域周辺の住民、立地する石巻市や女川町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音、低周波音及び風車の影

イ 事業区域近傍には住居等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音、低周波音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、生活環境への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 工事用資材等の搬出入における騒音の調査、予測及び評価に当たっては、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮し、影響が最大となる地点を選定するとともに、一般県道稻井沢田線沿いの石巻市立稻井小学校及び稻井中学校を調査地点に追加すること。

ハ 騒音及び低周波音については、風力発電機からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づいて一概に評価するのみではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考とするなど、その時点で最新の知見に基づいて、適切に評価を行うこと。

(2) 地形及び地質

イ 事業区域内の崩壊土砂流出危険地区の設定状況を確認するとともに、土砂災害警戒区域の上流域（土石流危険渓流）を含め、土砂災害を誘発しないよう事業の実施による影響を予測及び評価し、風力発電設備等の配置等の検討を行うこと。

ロ 林道女川京ヶ森線及び一般県道石巻雄勝線の一部が土石流危険渓流の流域内に位置するため、取付道路の拡幅等に当たっては、慎重に調査、予測及び評価の上、十分な対策を検討すること。なお、対策工の選定に当たっては、景観に十分配慮したものとすること。

(3) 動物

イ 本事業を含む計画中の風力発電施設の稼働によって、事業区域近隣に生息するイヌワシのつがいへの影響が強く危惧される。このことから、地元有識者の意見を聴くとともに、事業区域が重複して計画されている（仮称）京ヶ森風力発電事業及び近隣で稼働中のユーラス石巻ウインドファームの三者でイヌワシの保護について協議した上で調査、予測及び評価を適切に実施するほか、環境保全措置を検討すること。

なお、環境保全措置の検討に当たっては、影響の回避、低減を優先とし、代償措置を優先させることがないようにすること。やむを得ず代償措置を選択する場合にあっては、事業区域近隣で実施される「南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト」等の活動に参画し、代償措置として対象つがいが生息可能な環境条件を確保すること。

以上のことについて協議会を設置し、定期的に会合を開くことが望ましい。

ロ 希少猛禽類の調査に当たっては、女川湾等の近隣海域を視認可能な調査地点を追加すること。

ハ 事業区域及びその近隣では、やませによる濃霧が発生しやすいため、希少猛禽類をはじめとする鳥類の風車への衝突が懸念される。このことから、風力発電機設置予定の稜線における濃霧の発生頻度及び状況を調査し、希少猛禽類等の風車への衝突の回避・低減策を検討すること。

ニ 風力発電機の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カットイン風速の変更機能等、バットストライクやバードストライクを回避・低減する手法

が適用可能な機種の採用を検討すること。その上で、調査方法を設定し、適切に調査、予測及び評価すること。

ホ 事業区域及びその周辺の針葉樹人工林の主伐に伴い、イヌワシの餌場となり得る伐採跡地や再造林地が生じ、採餌に訪れたイヌワシによるバードストライクが懸念される。このことから、風力発電施設の稼働期間中は近傍での主伐の回避を求めるなど、予め土地所有者や関係機関と調整を行うこと。

ヘ 高空を飛ぶコウモリの調査については、音声モニタリング調査と相互干渉しないよう、気象観測塔近傍の調査定点は200メートル以上の離隔を確保した上で、高光度LEDライト調査により、風車の頂部高さに合わせ150メートル程度で直径80メートル程度を照射し、8月中旬から9月中旬の間に実施すること。また、遠赤外線ビデオカメラの活用についても検討すること。

ト 地上を歩く動物の調査にあたっては、林道女川京ヶ森線及び一般県道石巻雄勝線の改変箇所において、捕獲等の調査地点を追加するとともに、工事用車両の通行によるれき死等の影響を調査、予測及び評価すること。

チ 魚類及び底生動物の調査にあっては、より影響が大きくなる上流側に調査地点を設定し、適切に調査、予測及び評価すること。

(4) 植物

事業区域内には、自然度の高い群落（モミ林）が分布しているため、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

(5) 生態系

造成に伴い設けられる沈砂池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、沈砂池の設置場所を検討し、生態系への影響について適切に調査、予測及び評価すること。

(6) 景観

イ 当該事業区域及びその周辺は、景観上保護する必要があることから硲上山万石浦県立自然公園（第3種特別地域）に指定され、自然環境のまとまりの場としても重要である。事業実施による景観への影響が懸念されるため、風致維持に影響が生ずることがないよう、適切に調査、予測及び評価し、風力発電設備等の配置等を検討すること。

ロ 風車による景観への影響を考慮した上で、生活圏からの囲繞景観への影響を調査、予測及び評価し、特に女川駅前のレンガみちからの眺望に影響が生じることがないよ

う、風力発電機の配置等を検討すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

イ 事業区域周辺における、バードウォッチングやトレッキング等の静穏環境での利用を前提とした活動の場に対する工事用資材等の搬出入や施設の稼働等による騒音の影響について、環境影響評価項目における施設の稼働として選定し、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ みちのく潮風トレイル（北上・河北・雄勝）ルート及び女川町ルートモデルコース部分から最寄りの風力発電機までの離隔が500メートル以内と極めて近いため、風車の音による影響や圧迫感が懸念される。みちのく潮風トレイルの利用状況を踏まえ、適切に風力発電設備等の配置等を検討すること。騒音の評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が満たされるかの観点で行うこと

(8) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。

(9) 放射線の量

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、リター層と土壌を分けた上で、調査地点1地点あたり5か所程度、土壌については表面1センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。調査地点は、風力発電設備等の配置等に係る改変箇所に設定すること。

ロ 土壌の放射性物質濃度の調査地点を追加するとともに、建設発生土についても放射性物質濃度を測定するなど適切に調査、予測及び評価し、その結果を踏まえて適正に取り扱うこと。

(10) その他

事業の実施にあたっては、市街地の道路交通騒音及び振動の軽減を目的とした都市計画道路渡波稻井線（令和3年3月30日供用開始）の通行を検討すること。